**管理者の資格要件**

■療養介護

　医師でなければならない。

■生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・

就労移行支援・就労定着支援

①、②、③のいずれかを満たす者

①　社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）

②　社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者

③　社会福祉施設長認定講習会を修了した者

■就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型次の①、②、③、④のいずれかを満たす者

①　社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）

②　社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者

③　社会福祉施設長認定講習会を修了した者

④ 企業を経営した経験を有する者